

ご存知ですか、 特定実験試験局制度について！

～新たな電波利用システムの早期開発等に向けて～

特定実験試験局制度は、実験試験局を開設して早期に電波を発射したいというニーズに応えるため、平成16年度に制度化されたものです。

本制度では実験試験局開設の手續において、予備免許と落成検査が一定の条件(①使用地域、②周波数、③空中線電力、④特定実験試験局同士の運用調整など)の下で省略され、申請から概ね1～2週間程度で免許を受けることができます。

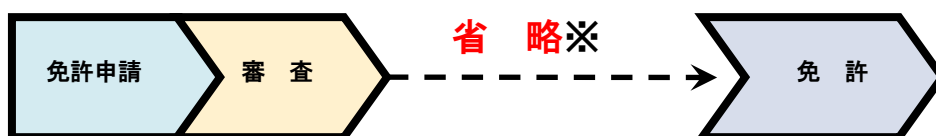
大学や企業などが技術開発や試験等を行うために、無線局(実験試験局)を開設しようとする場合は、本制度をご活用下さい。

詳細は <http://www.tele.soumu.go.jp/j/spexp/index.htm> をご覧下さい。

【一般的な実験試験局の開設手続き】



【特定実験試験局の開設手続き】



※但し登録点検事業者による無線設備の事前点検が必要です。

裏面に特定実験試験局で使用できる周波数などを記載しています。

本制度における使用可能な周波数及び空中線電力は毎年度告示される範囲内に限られますが、平成23年度については次の電波が東北総合通信局管内で対象となっております。

周波数の範囲	等価等方輻射電力	使用可能期間
143MHzから143.21MHzまで	50W以下（陸上での使用に限る。）	平成23年7月1日から平成28年6月30日まで
146.95MHzから147.21MHzまで	50W以下（陸上での使用に限る。）	
151.022MHzから151.038MHzまで	25W以下（陸上での使用に限る。）	
151.862MHzから151.878MHzまで	50W以下	
428MHzから428.4MHzまで	10W以下（陸上での使用に限る。）	
5100MHzから5120MHzまで	1W以下	平成23年7月1日から平成25年6月30日まで
12.8GHzから12.9GHzまで	1W以下	
17.1GHzから17.25GHzまで	1W以下	
21.45GHzから21.5GHzまで	1W以下	
21.7GHzから22GHzまで	1W以下	
32.05GHzから33.25GHzまで	1W以下	
39.625GHzから40.375GHzまで	0.1W以下	
42GHzから42.5GHzまで	2000W以下（陸上に限る、空中線電力は5W以下、岩手県を除く。）	
44.1GHzから44.8GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下。）	
45.5GHzから47GHzまで	2000W以下（空中線電力は5W以下。）	
48.4GHzから48.7GHzまで	0.1W以下	
49.3GHzから49.8GHzまで	0.1W以下	
51.35GHzから52.35GHzまで	0.1W以下	

新たな特定実験試験局用周波数を希望される場合や特定実験試験局制度に係るお問い合わせ・ご相談は

東北総合通信局無線通信部企画調整課まで
電話 022-221-0702